

「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の「避難指示」への一本化について

1. 経緯等

東北、関東甲信越を中心に広域かつ甚大な被害をもたらした令和元年台風第 19 号等を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、令和 2 年度に国の「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ（以下、サブワーキンググループという。）」において、避難勧告・避難指示（緊急）の制度上の整理等について検討が行われました。

2. 対応の方向性

サブワーキンググループの最終とりまとめ（令和 2 年 12 月）において、次のような対応の方向性が示されています。

- ◎ 避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル 4 の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化（現行の避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令する。）
- ◎ 災害が発生・切迫し、警戒レベル 4 での指定緊急避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物等で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル 5 「緊急安全確保」として位置付け
- ◎ 警戒レベル 3 の名称を「高齢者等避難」に見直し

＜参考＞サブワーキンググループ最終とりまとめ（概要）（抄）

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考 (現行)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
<警戒レベル 4 までに必ず避難！>				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル 5 は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル 3 は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
(注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

3. 本市の対応

現在、国において、この最終とりまとめを踏まえ、災害対策基本法及び具体的な避難情報の発令基準を示した「避難勧告等に関するガイドライン」の改正に向けての準備が進められています。

法改正及びガイドライン改正後、本市の避難情報の発令基準見直し等の検討を行い、令和 3 年度は必要に応じて暫定運用することとします。